

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	適格性の喪失による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し			根拠条項	第23条第1項		
処分基準	<p>知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ・ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 						
	対応区分	2	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課